

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第9号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示(平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号)の一部を次のように改正し、平成27年3月7日から適用する。

平成27年3月6日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

1の表中

「

名 称	箇 所
山手トンネル (都道首都高速目黒板橋線)	東京都目黒区青葉台四丁目から東京都豊島区高松一丁目まで

」を

「

名 称	箇 所
山手トンネル (都道首都高速品川目黒線、都道首都高速目黒板橋線)	東京都品川区八潮一丁目から東京都豊島区高松一丁目まで

」

に改める